

平成31年度税制改正大綱～納税関係～

平成31年度税制改正大綱が公表されました。
その改正内容のうち、納税環境整備の概要についてお知らせいたします。

<納税環境整備>

1 番号が付された証券口座情報の効率的な利用に係る措置

(国 税)

個人番号又は法人番号が付された証券口座に係る顧客の情報を税務上効率的に利用できるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 証券会社等の口座管理機関は、証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととする。
 - (2) 振替機関は、証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととするとともに、調書を提出すべき者（株式等の発行者又は口座管理機関に限る。）から証券口座に係る顧客の番号その他の情報の提供を求められたときは、これらの情報を提供するものとする。
- (注) 上記の改正は、平成32年4月1日から施行する。

(地方税)

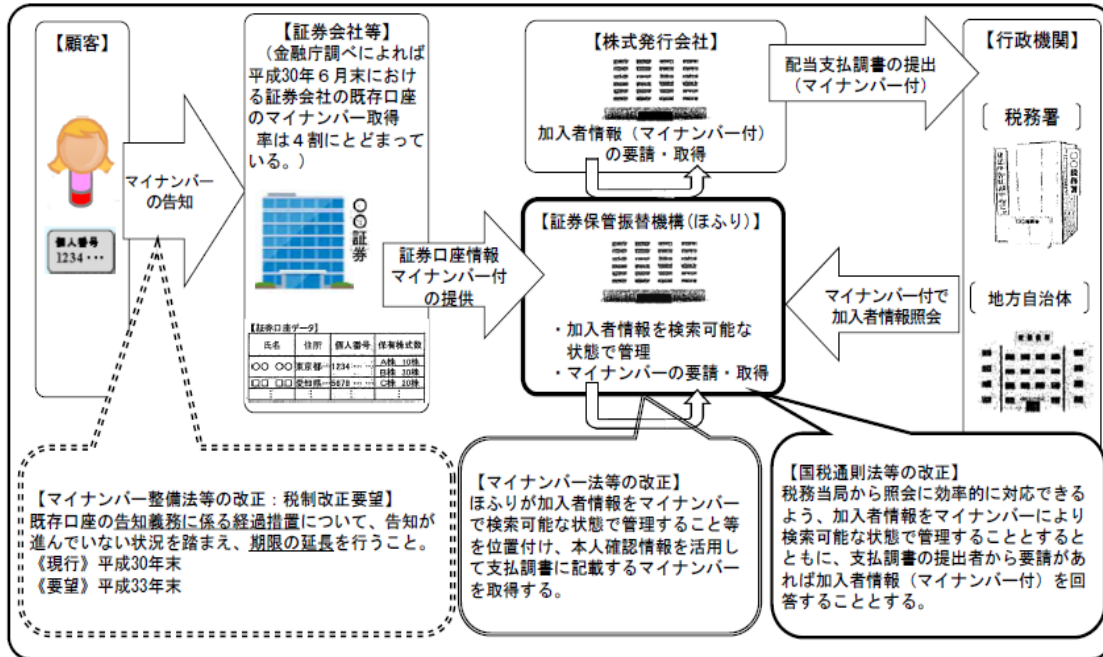
個人番号又は法人番号が付された証券口座に係る顧客の情報を税務上効率的に利用できるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 証券会社等の口座管理機関は、証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととする。
 - (2) 振替機関は、証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととする。
- (注) 上記の改正は、平成32年4月1日から施行する。

自民党 税制調査会 小委員会資料

マイナンバーが付された証券口座情報の効率的な利用について（案）

マイナンバー法施行前に開設された証券口座（既存口座）について、上場株式の口座振替事務を行っている証券保管振替機関がマイナンバーで検索可能な状態で加入者情報を管理すること等をマイナンバー法上位置付けるとともに、国税通則法及び地方税法の改正により、国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された加入者情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる（平成32年4月1日施行）。



2 情報照会手続の整備

3 eLTAX 障害発生時の申告等に係る期限延長

4 大法人の電子申告の義務化に伴う所要の措置

5 マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略

6 弁護士・外国法事務弁護士共同法人（仮称）制度の創設に伴う税理士法等の整備